

午前 9 時 0 0 分 開会

傍聴人 7 名を許可

【古木委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議長挨拶

【古木委員長】 日程第 1 から日程第 3 の 3 件を一括議題とすることに異議ないか。

異 議 な し

日程第 1 議案第 2 8 号、物品購入契約の締結について

日程第 2 議案第 2 9 号、物品購入契約の締結について

日程第 3 議案第 3 0 号、物品購入契約の締結について

市側より説明

(質 疑 ・ 意 見)

【石田委員】 議案第 2 8 号、物品購入契約の締結についての水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－B 型）で、内訳は地方債 8 2 7 0 万円、一般財源 9 0 万円、地方債は何年で返さなければいけないのか。

古い救急車とかは発展途上国に寄附とかがあるが、今回の扱いはどうなっているのか。

【警防課長】 契約後に決定する。細かい日程等は財政課で調整すると思う。

今回の水槽車は、日本消防協会等が窓口となり発展途上国に寄贈する計画である。

【石田委員】 古いものは何年ぐらいで、具体的にどういう状態なのか詳細に伺いたい。

【警防課長】 消防車は耐用年数 1 6 年で、今回の車両は延伸しているため 1 8 年を迎える。整備点検は原則行っており、現役の消防車として活動しているので機能は問題ない。今後、消防車両の更新計画を基に、しっかりと災害対応できる車両を確保する意味で更新している。

【石田委員】 しっかりと専門家が確認して補修することで更新していく形にすれば、これまでは耐用年数を超えたから替えるのはよかったのかもしれないが、1 台 8 3 0 0 万円以上のものなので、シビアになってきていると感じる。この辺の検討状況はどうか。

【警防課長】 消防車両や救急車等の緊急車両は、定期的に法定点検も含めてしっかりと整備している。一方では、エアコン関係の故障が毎年発生しており、使用年数が更新に近づいているものは一部不具合が出て、修理や点検等に出している期間もある。災害対応では 1 分 1 秒を争うような状況で不具合が出てはいけなないので、万全の体制に整備するのも消防の責任だと常に思って、一番適正な更新期間を定めて計画的に更新している。

【石田委員】 万全の体制を整えるのは当然だと思っている。新しいものでも整備不良とかで壊れるのは全然あり得るので、現況の状態をしっかりと確認することが重要で、現実的に不具合が起これるか、経年で考えると補修するほうが金がかかるのであれば、新しく替えていくことは分かる。整備士

は常に常駐しているのか。

【警防課長】 消防車両や救急車両は、各運用している署員が毎朝点検、資機材の確認を実施している。車両整備の部分は法定点検の下、自動車会社に出して、艀装の部分は契約業者に出して点検整備を行っている。

【石田委員】 資格を持っている整備士が常駐して、何かあった場合にはすぐに見ることができる状態とか、日頃からの点検の体制整備にしっかり金をかけていけば、更新の説明とかも話は変わってくると思うので、今後検討してほしい。

【北島委員】 水Ⅰ－B型や救助工作車Ⅱ型はほかの分署、本署でも保有しているのか。

【警防課長】 水Ⅰ－B型水槽付消防ポンプ自動車は、同型を南分署に整備している。救助工作車は本署のみに整備している。

【北島委員】 水利がなくても水槽がついているので救助可能なものが北と南にあるのと、救助工作車は本署のみで1台しかないとのことである。この間、消防団の訓練をしたときに、はしご車が稼働しないタイミングがあった。それが救急の場で起こったら、救助できるのか、間に合うのか。新しいものにこしたことはない。人の命に代えられないので正しいことと評価する。

【金原委員】 第30号は日産が車体と高規格救急の部分と一緒に造っていると思うが、第28号と第29号の車体はどこのメーカーなのか。

【警防課長】 車体は日野自動車を使っている。水槽車は日本機械工業株式会社、救助工作車は帝商株式会社が製造している。

【金原委員】 第30号のように日産が一遍に造るのと、第28号、第29号のように別々のものを使っているのと、定期的な点検の経費を含めてどのようになっているのか。

【警防課長】 消防車両自体が特殊な車両なので、仕様書をベースに1台ごとに製造し、製造業者に点検や整備、修理等を行ってもらう。救急車は大手メーカーがパラメディックを出している利点があるので、そこが大きな違いである。

【金原委員】 第28号と第29号の車両を日産とかが造ることはあり得ない感じか。

【警防課長】 そのとおりである。

【金原委員】 車体と使う部分が違うので、しっかりと整備して、途中で不具合が起きないように進めてもらえればと思う。

【石田委員】 古いものは途上国に寄附するのがほとんど伺っている。国内の財政状況が厳しく整備が届いていないところや旧型を使わなければいけない自治体がないことを確認した上で、こういう判断をしているのか。

【警防課長】 全ての自治体にそういう調査をしたことはない。救急車は実働の車に法定点検や修理等が発生した場合、それに代わる救急車が必要になるので、非常用救急車の形で一定的に残しておく対応も従来取っている。今回の車両もそのまま寄贈ではなく、3年間は非常用救急車で運用していく。

【石田委員】 途上国の方々も救ってあげたいと思うが、公金で造っているものをぼんぽん海外に送るのは違うと思う。特に被災地とか、ないと大変なことになるところの救急車や消防車の状況を調べて、実態を把握して、しっかり整備されていることが明らかになったときに、そういう状況も含めて途上国に送る判断をしているとか、地方で厳しいところに渡すとか、きちんと答えられるようにしてもらいたい。

【警防課長】 調べ方等も含めて検討して、確認したい。

【石田委員】 公金で出しているものなので、市民の方々が納得できる運用を要望する。

【青木委員】 資機材は毎日点検し、装備はメーカーが、車両は自動車工場で点検していると思うが、耐用年数を超えるので今以上に丁寧に整備してもらいたい。救急車は過去に途上国に送っているので、今後要望があれば柔軟に対応してもらいたい。

水Ⅰ－Ｂ型であるが、これで消火が全部できるのではなく、水利を確保するまでの予備の水なので、そこを訂正したほうがよいと思う。

【警防課長】 水Ⅰ－Ｂ型は１５００リットルの水槽がついていて、火災現場で燃えている建物に一番近いところに部署する。ペアの消防車が道路上に設置している消火栓に部署をして、そこからホースを伸ばし、水槽付消防ポンプ車に中継としてつなぐ。その過程の中で１５００リットルの水を有効に活用し、１台のみではなく複数の車両を使って消火活動を行っている。

【石田委員】 水槽付消防ポンプ自動車で、トラックが品薄で入りづかった状況について詳しく教えてもらいたい。

金額８３６０万円は過去と比べて著しく値上がりしているのかどうか確認したい。

【警防課長】 車両のシャーシは日野自動車を採用しているが、提供は十分難航していた。各メーカーの出荷台数が年間で制限されていたのと、コロナ禍の影響で提供待ちと、民間トラック等の需要の兼ね合いで、日野自動車も大変な状況があった。

前回の購入が南分署と同型となる。基本的には装備等も大きく変わるものではないが、近年の物価上昇が加算されて、金額的には上昇していると考えている。

【石田委員】 幾らぐらいか。

【警防課長】 平成２７年度が７２３６万円で、今年度は１１２４万円上がっている。

【石田委員】 非常に著しく高騰していることが分かった。

議案第２９号、救助工作車Ⅱ型で、１億９０００万円とかなり高額になっている。この主な要因とか、従前のものも同様の値段なのか含めて教えてもらいたい。

【警防課長】 人命救助に特化した車両となっており、定められた資機材等も１個１個が物価高騰によりかなり値上がりしていたり、海外製の資機材等も多くある。その総額が今回の設計額から契約額となっている。

【石田委員】 他自治体での整備状況はどうか。

【警防課長】 近隣消防本部の近年の契約額を比較すると、座間市１億６１７０万円、綾瀬市１億６６１０万円で、本市が若干高くなっている。その要因としては、この２市は一部車両に積載している資機材を別で契約しており、今回は全て含めて契約しているので、資機材の部分の違いである。

【石田委員】 これも買い替えた古いものは３年間置いておく運用になるのか。

【警防課長】 救助工作車の資機材はかなりの数があるので精査をしている状況である。

【石田委員】 耐用年数は何年か。

【警防課長】 車両の耐用年数は１６年である。

【石田委員】 運用しているもので一番古いのは何年か。

【警防課長】 北分署第２分隊が管理している小型水槽ポンプ自動車が１６年となる。

傍聴人１名を許可

【石田委員】 何か具体的な問題点が出たというより耐用年数を超えたから替えるのか。

【警防課長】 現段階で動かないものは基本的にはない。修理や不具合が出る頻度が多くなるのを避けるために、定期的な更新はしなければならない。過去のいろいろな実績を踏まえて年数を設定している。

【石田委員】 老朽化してくると整備とか修理の回数が増えてくる。それに伴い緊急時にリスクが発生する可能性は読み切れないものがある。これだけの金なので、耐用年数が来たから替えようはできない状況になって、より厳しさ、精度が求められる時代になってくると思う。更新の際は必要性を客観的に判断できる材料を示す努力をしてもらいたい。

議案第30号、高規格救急自動車で、年々出動回数が増えていることもあって交通事故が増えてきていると伺っている。市内で近年、救急車の事故等があったのか。

【警防課長】 人身事故はないが、出動中や走行中に物損的な事故は数件報告がある。

【石田委員】 狭い道とかに入らなければいけなくて、壁をこすったり、ブロックが削れてしまうことはあると思うが、命優先で行ってもらいたい。救急車の音が聞こえないのは結構問題だと思っている。搭載しているスピーカーの音量とかは手動で行っているのか。

【警防課長】 救急車や消防車のサイレンは2種類ある。電子サイレンは機械的な音を鳴らすもので、高音と低音のピーポー音であったり、高音でピーポー音が変わったり、音の緩急をつけて知らせる。アナログ的なモーターサイレンは、信号、交差点に進入するときに少し低いウー音を使い分けながら注意喚起している。

【石田委員】 消防車では音声が出せると思うが、救急車でもできるのか。

【警防課長】 同じように流せる。必要に応じてマイクを使って注意喚起を呼びかけることも可能であり、電子的な定型文を流す状況もある。

【石田委員】 救急車が通ることを認識してもらうため非常に重要な基本的な装備だと思う。気づかないで事故が起きるので、音が聞こえるボリュームが担保されているのか。

【警防課長】 道路交通法に設定されているデシベルを超えていないと緊急車両の認定を受けられない。警察署で一定の音の部分がきちんと網羅しているのを前提に許可されるが、必ず一旦停止するといった安全配慮をしながら緊急走行することを意識している。

【石田委員】 必要なときには音声で協力を願うことがあっていいと思った。大きな交差点に入っていくときは、緊急車両が通ると、大きな音を出して分かるようにするとか、いろいろと努力していると思うので、そういうものが見えるような対応を要望したい。

【金原委員】 1年目と16年目の車両の燃費のデータは取っているのか。

【警防課長】 具体的な走行距離は把握していない。

【金原委員】 10何年以上前の車に比べると、新しい車両の性能は大分向上していると思う。今後データを取って、どれだけ経費に影響が出るか見てもらえればと思う。

出動する時間帯はばらばらで燃料が車に入っていないときに、北分署、南分署、本署の燃料の備蓄は常時どのぐらいか、備蓄の場所があるかどうか。

【警防課長】 本署と南分署に自家用給油所を設置しているので、そこで給油している。災害出動時は常に満タンの状態であるが、救急車は1件の救急現場から2件目、3件目と出動が想定される。燃料等が足りなくなる場合は、一旦その救急隊は出動停止して違う部隊が出る。

【金原委員】 災害があったときになかなか燃料が入らない。営業しているガソリンスタンドがあったときに、救急車両は一般の車両に比較して優先的に給油に行けるのか。

【警防課長】 緊急的な給油所が指定されている。消防本部の給油所が使えないような状況になった

ときには、そちらを使用できる形も取っている。

傍聴人1名を許可

【石田委員】 救助工作車（Ⅱ型）は、市内全体で何台整備しているのか。

【警防課長】 1台である。

【石田委員】 高規格救急自動車、ポンプ車は全体で何台あるのか。

【警防課長】 救急車が現在7台、そのうち1台は日勤救急隊が運用する救急車である。ポンプ車やその他の車両も含めると現在26台となる。

【石田委員】 市内で火災が発生した件数は年間で何件あるか。

【警防課長】 令和6年の火災件数が37件となる。

【石田委員】 ある程度台数が必要なのは分かるが、26台は何種類ぐらいあるのか。

【警防課長】 1500リットルの水を積んでいるポンプ車が南分署と北分署に1台、本署に同様の形の化学車が1台、中継をメインとした750リットルの水槽がついている小型車両が柳橋出張所と西出張所に2台、水を積んでいないポンプ車が本署と北分署と南分署に3台、はしご車が本署と南分署に1台である。その他を含めるとあるが、大まかに消防車両は今の内訳がメインとなっている。

【石田委員】 その他の中にポンプはあるのか。

【警防課長】 水は積んでいない。

【石田委員】 その他のものは水を積む機能がないのか。

【警防課長】 そのとおりである。水槽がついていない。

【石田委員】 水を積むことができるものが9台との認識でいいか。

【警防課長】 水を積んでいる車が5台、水を積んでいないがポンプ車が3台ある。

【木村委員】 第28号は耐用年数16年で現在18年目、第29号は耐用年数16年で現在16年目である。第30号の耐用年数と使用年数について伺いたい。

【警防課長】 南分署の救急車で、6年目の車両であるが、いろいろと整備、確認しているところでエアコンや足回り等も含めて一部不具合が出ていた。これ以上は災害出動に支障を来すとの判断の下で、1年前倒しで契約している。

【木村委員】 第28号、第29号、第30号は、国、県の補助金はあるか。

【警防課長】 第28号は一般財源のみで、第29号は防衛法第8条を充当している。第30号は総務省の緊急消防援助隊の補助金と県の補助金を充当している。

【木村委員】 第29号は金額的にはまだ分からない状態か。

【警防課長】 最終的に6141万6000円の補助額である。

【木村委員】 第30号の総務省関係と県の補助はどのくらいか。

【警防課長】 救急車は資機材は別契約するので、総務省の車両のみの補助額としては1014万5000円、県の車両のみの補助額としては555万9000円を充当する予定となっている。

【木村委員】 第28号は令和9年3月31日が納期で製造に2年を要している。第29号は1年で製造可能のようであるが、その内容について伺いたい。

【警防課長】 第28号の水槽付消防ポンプ自動車は、全国的にも需要がとて多く、コロナ禍とか車両のシャーシの供給が数年前から影響を受けており、メーカーが単年度で製造することが非常に困難なので債務負担行為の形で締結している。一方、第29号の救助工作車は全国的にも需要が比較的

少ない台数となっているので、1年での製造が可能となった。

【木村委員】 令和7年度中の納品の可能性は完全にはないのかどうか。

【警防課長】 現在の段階で令和7年度中納品は恐らく無理であるが、令和9年3月31日の納期から若干前倒しになる可能性はある。

【木村委員】 第29号の救助工作車は、座間市1億6000万円台、綾瀬市も1億6000万円台と、防衛法第8条の補助もあるが1億9030万円と非常に高額で、年度内に納入とのことである。令和8年10月から運用を目指している県央東部消防通信指令共同運用が動いているが、4市で1台とか2市で1台とはいかない車両なのかどうか。

【警防課長】 広域化が前提にあるので、それを踏まえ面積とか人口により再計算した車両台数となると思う。広域化を一步先に進めていかないと各市の割合を出すことが非常に難しい内容なので、原則は単独で保有している。

【青木委員】 さきの質問で水Ⅰ－B型の納期が延びたのは、コロナの影響で生産が低くなってしまったが需要があるからとのこと、玉突きで延びたと理解してよいのか。

【警防課長】 そのとおりである。

【青木委員】 ほとんどの車両は資機材を積み置き状態で、足回り等なかなか気づかないところで劣化がかなり早いと思う。整備、点検云々だけではなく、耐用年数が来たらすぐに入替えができるような状況の検討を要望する。

質疑終結

議案第28号、物品購入契約の締結について

討論 なし

採決

全員賛成 同意

議案第29号、物品購入契約の締結について

討論 なし

採決

全員賛成 同意

議案第30号、物品購入契約の締結について

討論 なし

採決

全員賛成 同意

日程第４ 議案第３１号、令和７年度大和市一般会計補正予算（第１号）（総務常任委員会所管関係）

（ 質 疑・意 見 ）

（歳 入）

【石田委員】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業補助金があつて、前年度繰越金もあるが、具体的に前年度繰越金が発生した背景を教えてください。

【財政課長】 繰越金は令和７年度当初予算において１０億円を計上している。例年は１０億円以上の繰越金があるので、実際に発生した繰越金の金額までは増額が可能となっている。年度途中に一般財源を伴う補正を行うときには、特定財源以外の部分は原則として繰越金から優先的に活用する運用をしている。

（総括質疑） な し

質疑終結

討論 なし

採決

全員賛成 総務常任委員会所管関係原案可決

午前１０時１５分 休憩

午前10時29分 再開

日程第5 請願第7－2号、日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出することを求める請願書

提出者より訂正願が提出された旨、議長より通知があり、訂正された内容により審査

【古木委員長】 本件について、請願者から意見陳述の申出があるが、異議ないか。

異 議 な し

【古木委員長】 意見陳述を許可することとする。

意見陳述者は、前方の陳述席へお進み願いたい。

審査の流れについて説明する。

意見陳述者は、自己紹介も含めて5分以内で簡潔に意見陳述をお願いする。なお、5分の時点でお知らせするので、速やかに終了願いたい。終了後、委員から意見陳述者に対して質疑がある場合がある。質疑が終了したら、意見陳述者は傍聴席にお戻りいただく。その後委員による審査を行う。

ただいまから意見陳述をお願いする。発言の冒頭に自己紹介をしていただいた上で発言をお願いする。

【陳述者 森 陽子氏】 大和市在住の森陽子である。よろしくお願いします。

では、意見陳述する。私は長年、上草柳地区に住んでいるので米軍機の低空飛行は見慣れているはずなのに、去年の秋、こんな経験をした。東名高速大和トンネルの上の歩道を歩いていたときのことである。耳をつんざくような轟音を立て、自分に向かって飛来してきた飛行機に思わずしゃがみ込んでしまったのである。大げさではなく、立っていたら頭を持っていられるのではないかというほどの恐怖感を初めて体験した。住宅密集地の人が行き交う場所であり得ないことだと、そのとき憤りを感じた。

また、事故や故障が多くて有名なオスプレイも厚木基地周辺を飛行している。構造上危険をはらんでいるという指摘もあるオスプレイが住宅地を飛来するのは、いつか大変な事故が起きるのではないかととても心配している。山梨の友達も、のどかなこの地域にも、この頃、米軍機が低空飛行している、オスプレイも見かける、去年は空中給油までしていて恐ろしかった、ここは日本の空なのかと疑ってしまうと話していた。これを聞いて、これは日本全体に関わる問題だと改めて思った。そして、このような事態は日米地位協定に関わり、米軍に対し、国内航空法適用除外があるからだを知った。

次に、環境問題に触れたいと思う。最近、有機フッ素化合物P F A Sの問題をよく耳にする。先週2日には、横田基地からの汚染水漏出をアメリカが認めたという新聞報道があった。毎年行われる県の調査によると、大和市でも福田橋付近の引地川で基準値以上の高濃度P F A Sが検出されたと聞いている。いまだ原因は特定できていない。周辺の工場や基地に対し因果関係がはっきりしないという理由で立入検査をできていないようである。数年前に基地からP F A Sを含む泡消火剤が蓼川に流出したことを思い出すと不安になる。自治体が必要と認めたときは、基地内であれ立入検査ができるようにしてほしい。環境の問題は長期にわたる影響が懸念される。一刻も早急に原因を究明し、対策が必要だと思われるだけに、立入検査が実施されない現状が残念である。

ほかにも米軍による事故や事件は各地で繰り返されている。そして、それが日本の国内法の規制を

受けていないことは珍しくない。私は少し前まで日米地位協定は自分とあまり関係ないと思っていたが、実は私たちの生活に大きく関わっているのだと、最近実感している。大和市議会議員の方々は、ふだんから市民の健康、安全、健やかな暮らしを守るために御尽力されていると思う。まさに市民の健康、安全、健やかな暮らしを阻害するような日米地位協定の改定を求めるこの請願を、ぜひ承認してほしいと思っている。よろしくお願いします。

傍聴人1名を許可

【古木委員長】 意見陳述が終わった。意見陳述者に対して質疑はあるか。

【石田委員】 今回、行政側が対応する課がないとのことで同席していない状態であるが、それについて何か所見はあるか。

【陳述者 森 陽子氏】 紹介議員からその話を伺い残念だなど、基地対策課か何かになるのかと予想していたので、予想していたのとは違ったなと感想を持った。

【石田委員】 基地対策課から基地政策課に変わったので、議事録の関係で私から一言申し上げる。

議会運営委員会の中で、四者協議での決定の報告があつて市に列席を求めないとあつて、それはなぜかといったら対応する課がないとあつたのでこういうことになっているが、近隣他市を見ても、こういうものがあつた場合、実際議員に確認したが、市が列席して行うのが当たり前のことである。本市は厚木基地に隣接しているので日米地位協定の問題に関して実際に対応しているし、この間も抜本的な改定に向けて動いているので、誰がそれを行っているのだとの話で、市議会としても、市としても非常に恥ずかしいことだと私は思っている。これは本当に申し訳ない思いがあつたので、一言質問させていただいた。

【北島委員】 本日はお越しいただきありがたい。陳述の中で、覚えていれば結構であるが、立っていて頭を引っ込めるくらい低空飛行をしていたとあつたが、可能であればいつ頃だったのか伺いたい。

【陳述者 森 陽子氏】 日にちまでは覚えていないが、たしか11月の半ば頃だったと思う。人にとっても怖かったのだと大騒ぎしたので、それを11月下旬ぐらいに言っていたので、多分その頃だと思う。

【石田委員】 日米地位協定の問題に関して非常にしっかりとまとまって、いろいろな問題が網羅されている請願書だと感服している。制空権が取られている、つまり、首都圏の上空は横田ラブコンと言われる空域があつて、民間機も避けて通らなければいけない状況があるが、それは独立国家としていかなものかを書いてあると思う。本市で、そういう低空飛行とかが行われて怖い思いをされていると思うが、具体的にどういう動きを市に対して求めていきたいと思っているのか。

【陳述者 森 陽子氏】 いろいろあるが、今回の請願に関しては書いてあるとおり、日米地位協定の改定、その中にはアメリカではやらないようなことが日本では行われている。日米地位協定というのは主権と人権の問題だとすごく思う。いろいろな考え方があると思うが、私たち日本人としての人権が阻害されているところをすごく自覚して、特に基地と隣接している本市であるから、市民が恐怖感を感じているとか、騒音もそうであるし、その辺のことは訴えていただきたい。

【古木委員長】 以上で意見陳述者に対する質疑を終結する。意見陳述者は傍聴席にお戻り願いたい。

意見等 なし

意見等終結

討論

(賛成討論)

【石田委員】 日米地位協定があることで、基地運用で硫黄島等で訓練が行われると、極めてうるさい音が鳴らされたり、鶴間上空を大きく旋回するような動きを人が密集しているところで行う必要があるのか、私たちの権利をどう考えているのかに対して強く怒りを感じている。PFASの問題も、私たちが生きていく上で基本的なものが害されている可能性がある状況で、中に入って調べることもできない。横須賀で米軍属が交通事故を起こしても米軍基地に連れていかれ、その後どうなったか全く分からない。いまだに日本が独立国家として全く機能できていないことを明確に示す非常に不平等なもので、抜本的に改定を求めていくことはしなければならないとの思いから賛成する。

討論終結

採決

全員賛成 採択

午前10時44分 休憩

午前１０時４５分 再開

【古木委員長】 ただいま本委員会を撮影したい旨の申請があったが、審査開始前の冒頭部分のみの撮影を許可することに異議ないか。

異 議 な し

【古木委員長】 撮影を許可する。

午前１０時４６分 休憩

午前１０時４７分 再開

日程第６ 請願第７－３号、子どもミーティングのあり方の改善を求める請願書

提出者より訂正願が提出され、紹介議員を追加した旨、議長より通知があり、紹介議員を追加していることを報告

【古木委員長】 本件について、請願者から意見陳述の申出があるが、異議ないか。

異 議 な し

【古木委員長】 意見陳述を許可することとする。

意見陳述者は、前方の陳述席へお進み願いたい。

審査の流れについて説明する。

意見陳述者は、自己紹介も含めて５分以内で簡潔に意見陳述をお願いする。なお、５分の時点でお知らせするので、速やかに終了願いたい。終了後、委員から意見陳述者に対して質疑がある場合がある。質疑が終了したら、意見陳述者は傍聴席にお戻りいただく。その後委員による審査を行う。

ただいまから意見陳述をお願いする。発言の冒頭に自己紹介をしていただいた上で発言をお願いする。

【陳述者 荒谷愛架氏】 中央林間小学校６年の荒谷愛架である。

去年、大和市子ども計画の策定と子ども会議の開催を求める請願書を提出した。この請願は本会議で全会一致で採決された請願書である。きっと大和市に子ども会議や子供が意見を言える場所がつくられると信じていた。私は福祉センターに子ども・子育て会議を傍聴しに行った。その会議の子育て骨子案には、ほんの短期間、子供を含めた２９歳までの人にとったアンケートの結果が載っていただけで、子供と大人の対話は存在せず、子供の意見が反映されることもなく、子ども会議を開催することもないままつくられてしまった。残念で悔しかった。市は、大和市に住む子供たちにこのようなことを伝えたことになる。

大人の世界や権力の下では、事実よりも都合が優先され、正式な手順を踏んで子供が意見を表明してもなかったことになる。こども家庭庁の調査では、子供が意見を表明する権利があると知っているかという問いに、７３％の人が内容は知らないと答えた。また、国や自治体の制度や対策に意見を伝

えたいかという問いには、35%の人が伝えたくないと答えた。その理由の1位は意見を伝えても反映されないと思うから。子供は意見を持っているのに言っても無駄だというデータである。大和市もまさにこの事実の答え合わせをしたことになる。ユニセフの統計によると、日本の子供の精神的幸福度がとても低いことが書いてある。意見を言ってもどうせ反映されないから言わないほうがまし、その次に、自分の意見を言わないことに慣れる、知らず知らずに事実には蓋をして自分でもなかったことにする、そうやって子供が自分を自分で差別してしまえる社会が出来上がった。これが子供の幸福度が低い理由である。このままでいいのか。

去年の夏休みに総合政策課が行うこどもミーティングに参加した。各学校の6年生の代表だけが集まり、あらかじめ用意した内容を発表し、市長が基本的には啓発するとメッセージを伝える会であった。聞かれたことは、大和市がいいねと思われるまちにはどうしたらいいか。その問いを問う大人に私は聞きたい。大和市は子供が幸せに生きられるまちか。子供には参政権がない。選挙で意思を示すことも、議会に直接参加することもできない。大人はタウンミーティングで市長に意見を伝えた上で、おかしいなと思ったら選挙権を行使できる。しかし、去年の請願が採決されたにもかかわらず、子供が大和市で自分たちの意見を言えた唯一の機会が総合政策課のこどもミーティングであった。どの部署が開いたか、何の目的で開いたかは内部の問題であり、この請願の本質とは関係ない。請願が採択されなかった場合、子供の声はこのまちに必要なと言っているのと同じになるので、大人の方はどうか全員本気で考えてほしい。ミーティングに参加した近所の友達と私の振り返りと改善案をまとめたが、詳しい内容は議員からの質疑応答で答えたいと思う。

同時に子供の権利をきちんと知る人が少ないこともどうにかしないとならない。子どもの権利条約第12条の本質は、子供が言ったことを全てそのとおりにしなくてはいけないわけではなく、子供の意見を聞いて、大人が子供にとっての最善を決める。そして、決まったことの原因をフィードバックする。子供と大人が対話をするプロセスが一番大事である。これは、こども基本法第10条にも同じことが書いてあり、前回の請願でも繰り返し申し上げた。

単なる環境整備ではなく、司法の上でも、行政の上でも、子供を意見形成、意思決定に関与する主体として尊重し、その声を真摯に受け止め、判断に反映させる義務がある。これは民主主義と人権尊重の根本原則に関わるものである。条約では、子供の意見を聞くという言葉ではなく、重視するという言葉が使われている。単に意見を聞き放しにすることは条約の趣旨と違う。今大人が思う子供にとって最もよいことは、子供の未来を本当に保障するか分からない。だからこそ、対話をしてほしい。私の言葉が政治を行う全ての議員、行政を行う全ての方に届くことを心から願う。

【古木委員長】 意見陳述が終わった。意見陳述者に対して質疑はあるか。

【北島委員】 子供たちから請願の形で声を届けてくれたことに心から敬意を表したいと思う。自分たちの言葉で自分たちの暮らしや地域の未来について考え、意見を届けようとするその姿勢は、まさに子どもの権利条約が目指す社会そのもの、在り方そのものであり、私たち大人も大いに学ばせていただくものと感じている。最初に、今回提出された請願文は荒谷さんお一人で作成されたものか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 布瀬議員やお母さんも一緒に協力して作った。

【北島委員】 議員の手を借りたり、お母さんの力を借りた中で、荒谷さん本人の意見はどれぐらいの割合でここに反映されているか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 ほとんど私が考えて、思っていることである。

【北島委員】 大人と一緒に考えながら社会と関わる姿勢を持っていることはとても素晴らしいと思う。ほとんど自身で考えられているとのことであるが、助言を受ける中で、こういう言葉のほうが伝

わりやすいとか、この表現のほうが通りやすいかもと方向づけられるような提案はあったか、自身の中で印象に残っていることがあれば話してほしい。

【陳述者 荒谷愛架氏】 私が思っていることを言葉にして、直したほうがいいことも伝えてくれたが、その中で一番心に残っているのは、紹介議員をたくさん紹介してくださったことで、内容はあまり、私が考えた。紹介議員をたくさん紹介してくださったので感謝している。

【北島委員】 請願文の中に、重視するとか、反映するといった言葉がよく出てきているが、これは荒谷さん本人が考えて載せた言葉でよいか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 子どもの権利条約でも重視すると使われているので、そのとおりに引用してきた。

【北島委員】 子どもの権利条約や意見表明権なども引用されていたが、条約の中で、子供が意見を表明することが保障され、その意見は年齢や成熟度に応じて相応に考慮されるものとされている。一方、請願文には意見を反映すべきとの表現が含まれていたが、条約の趣旨とやや異なる捉え方になっているのではないかと感じた。そのように表現された意思や意図、考え方があれば教えていただきたい。条約に使われているから使ったのか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 対話の形で大人と子供が話すことも大事だし、引用したのもあるが、自分の意思で、対話を大事にしていきたいので、対話が意図になっている。

【北島委員】 対話が大事なのであって、子供たち自身が自分たちの声をどう扱ってほしいと思っているかを聞きたかった。全部そのまま反映してほしいのか、自分たちの声も大人の議論の中で一つの意見として生かしてほしいのか、そういう気持ちを知ることが私たちが政治に向き合っていく上で必要かと考えているので、ぜひお願いします。

【陳述者 荒谷愛架氏】 陳述でも述べたが、そのまま反映することは無理もあると思うので、大人が行政とか政治を行っていく上で、子供も主体となって少しずつ反映させていくことが大事だと思っている。

【北島委員】 話を聞いていて、要請事項の「意見を聞いた後、どう扱ったかを子どもにフィードバックする」ことが一番大事なことなのかと思うが、子供が意見を述べることは保障される。一方で、意見が全てそのまま政策に反映される義務は条約上はないので、対話をする中で相応に考慮することが条約における基本的な考え方かと思う。こういう条約の趣旨や請願文の背景を踏まえながら、本人の言葉の真意を丁寧に確認した。難しい言葉はできるだけ使わないようにと思って質問したので、協力ありがたかった。

【金原委員】 今日は2回目なので、大分緊張しないでそこに座っていただけるかと思う。さきに、こども基本法が出てきたと思うが、基本的に日本は条約によって、幾つか子供の権利の部分で法律はあったが、子供の権利とかがなかなか守れていなくていろいろなことが発生した中で、こども基本法ができた。その中で、子供たちの意見を聞くというのは、当然本人から声を聞くことと、子供たちはお父さん、お母さんの意見をいろいろ聞きながら自分の意見をまとめて、今日の請願になっていると思う。どうして子どもミーティングがあったらいいと思ったのか、きっかけや理由があったら教えてほしい。

【陳述者 荒谷愛架氏】 子供の幸福度が低い話をしたが、幸福度が低い理由はいろいろあると思うが――近隣市では川崎市とか町田市がすてきな取組をしていて、私はユーチューブで知ったが、例えばカワサキ☆U18という取組は、4年生から18歳までの子供たちが主体的に、市の課題について考えて市政に届けることを目的に月二、三回行われている子ども会議で、年度末には市長との意見交

換会が持たれている。町田市や川崎市のすてきな取組を見て、大和市でも実現できたら、子供がもっとこのまちのこと、県のこと、国のことを考えてくれるようになるとか、考えを持っていいまちにしていこうと自分で思えるような人になれるかと思ったのがきっかけである。

【金原委員】 これからこんな話合いがあったらうれしいとか、こうしてくれたらもっと意見が言いやすいと思うことがあったら教えてほしい。

【陳述者 荒谷愛架氏】 質問ありがとうございます。私の提案する改善案は大きく分けて5つあるが、まずはグループワークの導入である。3校から4校のグループに分かれて、ファシリテーターの大人1人か2人を交ぜる。マーケティング課の方1名と保護者1名がいいかもしれない。グループごとに模造紙と付箋と色ペンを用意する。質問に対する意見を付箋に書いて、模造紙の上でカテゴリー別にまとめていく。例えば大和市がもっといいねと思われるまちになるにはどうしたらいいかという問いには、同じ意見ばかりがこどもミーティングで出たが、1つに集約できるし、さらに違う意見についても話す時間が増えるので意味があると思う。そして、大人がどう思うかも聞くと対話が生まれる。対話が生まれると、ただ聞きっ放しになることがなくなる。

2つ目に、発表形式の見直しである。意見別に子供が発表したり、そのときに気づいたことを発表することが大事である。みんながそれぞれグループで考えたことなので学びが深くなるし、新しい発想が生まれる。分からないことがあれば、その都度質問して答えられる。

3つ目に、会場や時間への配慮である。子供の心理的安全性は守られないといけない。去年は時間の区切りが長かったことと、自由にトイレなどに行ける雰囲気がなかったことが気になった。会場には親も出席できて人が多く、密度が高くて息が詰まった。親の観覧はそもそも必要でしょうか。どうしても参加したい親は観覧者としてではなく、自分の子供のいないグループのファシリテーターとして参加するようにして、行政の方ではできないことを手伝ってもらったらいと思う。

4つ目に、多様な子供たちが参加できるような体制である。私が一番気になったのは、同じ意見が物すごくたくさんあったことである。よく考えると、ミーティングに参加するような子供は同じような考え方を持っているのだと気づいた。ミーティングの参加方法が変えられないのであれば、自分とは違う立場に立って話せる人がミーティングに参加するべきだと思う。例えば、障害のある子、不登校の子、外国籍の子、片親家庭の子、ほかの市や県から引っ越してきた子供の視点も大事である。大和市にずっと住んでいると見えないことがある。例えば、コミュニティセンターに楽器の音を出せる部屋やピアノがないことである。どこにもないから誰もそれに気づかない。去年は誰からも出なかった意見である。でも、もし子供が知ったらどうか。シリウスがあるのに将来ホールを使える市民が少なくなるでしょう。去年のいいまちになるためにはとの質問はとても抽象的であった。質のいい問いを考えてほしい。グループワークの際、質問をもっと具体的にして、考えて対話が生まれることが大事である。子供が考えることと大人が考えることを話し合えたら、さらに子供の学びも深まる。そして、大人も子供からもらいたい情報をもっともらえるのではないかな。

最後に、意見をどう扱ったか参加した子供にフィードバックすることが、子供の権利条約の本質である。これは法律でも決まっていることなので、単純に法律を守ってもらいたい。なぜ反映されなかったのか子供に伝えてほしい。陳述でも言ったが、これは子供の幸福度に関わる話である。参加した子供が直接手に取り読める方法を考えてほしい。残念ながら、大和市では、このように子供が制度を変えてほしいと言える正式な場は請願書や陳情書を提出するほか存在しない。そして、子供はみんながみんな私のように請願書や陳情書を書けるわけではない。だからこそ、どうかこの請願を真剣に考えてほしい。

【金原委員】 子供の年齢は20前半ぐらいまでが範囲なので、これからいろいろな経験が増えていく中で、こういう場に来て意見を言って、いろいろな部分で物事を改善していきたいことはすごく大事かと思う。最初は両親の意見を聞く部分がメインになっていると思うが、これから学年が上がって友人の意見もしっかり聞いていく中で、どのように自分の意見を固めていくかはもっともっと大事になっていくと思う。そういう意味ではいろいろな部分で学んでいただいて、本市を牽引するような青年になってほしいと思う。

【石田委員】 すばらしいなと前回から思っている。請願を出す人が陳述者の年齢だとあまりいないと思うが、友達と出したことの話をしていけば、どのように友達は受け止めているのか教えてもらいたい。

【陳述者 荒谷愛架氏】 5年生のときと6年生のときにクラスで私がしてきたことを発表した。あまり分かっていない人もいるし、分かっているが、レベルが違う、俺たちには無理だと言っている人もいるし、様々である。

【石田委員】 いろいろな子供たちがもっとみんなで話し合って、顔が見える出し方をすると、またインパクトが違うかと思ったので、興味ある子たちで集まって会を行ってみるとかもいいかと思うが、そういう作戦とかは考えたりしているのか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 興味のある子たちだけで集まると同じ意見に偏ってしまうとかもあると思うが、子どもの権利条約について学ぶ会とかをつくって、ほかの人に広めていけたらいいと思う。

【石田委員】 興味のある人たちだけでも行ってみて、そこからどんどん輪を広げていくのも一つの手かと思う。すごく期待しているので考えていただければありがたい。

新城市で若者議会を行っていて、子供用に2000万円の予算をつけて、このうち1000万円を使ってどういう事業を行ったらいいか、20歳中盤から小学生高学年ぐらいが30人ぐらい集まって若者議員で話し合って、実際に市のお金を使って事業を行っていた。話を聞いていると、話す場に入ったり、対話をしたり、やり方の話だと思う。そういう予算を持ってどう使うか、具体的なことについてしっかりと権利を持って、大人の行っているようなことの一部を子供がテストで行ってみることは考えたか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 予算を使うのは模造紙とか色ペンとか付箋がいいと思う。去年は、お茶とか、お菓子とかいろいろ買って用意されていたが、会議をもっとよくしていくために予算を使えたらいいと思う。

【石田委員】 子供たちの目線が議会にはすごく足りていないと思っている。声を聞いてくれる議員もいると思うので、具体的にこういうことが足りていないとか、学校の中でいじめがあるとか、そういうことも含めてきちんと話し合える場があったらいいと思っている。ぜひ今後、布瀬議員とかとも一緒に話し合って前に進めたらと思っている。

【北島委員】 ほかに請願を出す子がなかなかいないとの話をされていたが、例えば、今回みたいに議員に手伝ってもらったりとか、お母さんに手伝ってもらったりとか、協力の下でもなかなか請願書を上げられる子は周りにはいないのか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 どんな請願をしたいかクラスに聞いたが、学校にゲームを持ってきたいとか、おやつを持ってきたいとか、そういうことを請願したいと言っていた。それは実際にどうなのか分からないが、請願をほかにやりたいと思っている子がいるかもしれないが、私はちょっと分からない。

【北島委員】 子供の権利とかの主張ができる請願書を上げられる子は周りの友達でもなかなかいな

いとのことで、こどもミーティングに参加した子たちの中でも、そういう答えが出てこなかったのか。先ほど障害を持っている子にも声を聞いてみたいとか、いろいろな方に声を聞いてみたいと話をしていたが、話を伺いに行ったりしたことはあるか。

【陳述者 荒谷愛架氏】 障害のある子は私のクラスにはそんなになくて、学年に障害のある子は、かなり重症の子と軽症の子がいて、軽いほうの障害のある子は、声はかけたがあまり行きたくない様子で、ほかの学校も声をかけてみようかと思う。

【古木委員長】 以上で意見陳述者に対する質疑を終結する。意見陳述者は傍聴席にお戻り願いたい。

(質 疑 ・ 意 見)

【渡辺委員】 こどもミーティングはどのような事業だったのか。

【マーケティング課長】 総合計画策定に向けて市民から意見を伺う一環として、昨年8月3日、4日、18日に実施した事業である。

【渡辺委員】 今年度もこどもミーティングは実施するのか。

【マーケティング課長】 全く同じ形では考えていない。昨年度、タウンミーティングの中でも若い方から意見が言える場をと話もあったし、新総合計画の基本構想に市民の声に積極的に耳を傾けることなども掲げているので、こども基本法とか、こども計画も踏まえて、新しい広聴活動の一つとして子供を対象とした事業を検討していきたい。

【渡辺委員】 請願内容は非常に参考とすべき事項も多かったと思うが、今後検討する広聴事業に反映できるのかどうか。

【マーケティング課長】 請願書に子どもの権利条約第12条、「子どもの声を聴く」際の留意点も記載されているが、子供に限らず広く市民の皆さんから意見を伺うに当たって必要な配慮もあろうかと考えている。請願項目とか、さきの意見等を踏まえて今後の事業の参考にしていきたい。

【青木委員】 昨年度のこどもミーティングは具体的なテーマを設定していた。今年度、検討している新たな事業は、この流れをくむものか、新しい考えの下に取り組むものか。

【マーケティング課長】 子供の意見を市政に生かしていく視点は同じかと思う。今年度は新たな広聴事業の一環として実施したいと考えている。

【青木委員】 子供を対象とした新たな広聴活動の目的、開催方法等の考えはどうか。

【マーケティング課長】 こども基本法の理念とか本市こども計画を踏まえて、子供の意見を市政に生かしていくことである。子供が萎縮せずに意見が言える場の雰囲気を大切にしないといけないと考えている。様々な開催手法を調査研究しながら検討していきたい。

【渡辺委員】 今後、こうした取組を継続的に行うのであれば、開催手法を固定化するのではなくて、その都度検討するような考え方はあるのか。

【マーケティング課長】 子どもの権利条約第12条の2を踏まえると、様々な開催方法を検討していく必要があるかと思う。こども家庭庁が出している子供の意見を聞く際のガイドラインの意見反映のポイントを見ると、いろいろな聞き方や配慮が必要なことが多い。子供を対象とした新しい広聴事業も様々な意見とか先進事例を参考にしたい。

【青木委員】 新たな広聴事業は令和8年度以降も継続的に実施する予定なのか。

【マーケティング課長】 現時点で手法を含めて検討中で、次年度以降は未定である。広聴事業はいろいろな手法があり、現在検討している事業も実施して得る気づきや反省点等があると思うので、意

見等も踏まえて改善を図りながら実施していきたい。

【青木委員】 請願内容をこれからの事業に反映することは可能か。

【マーケティング課長】 要請事項は意見を伺う視点では大変重要な項目だと思うが、事業を進める上で既に各所と調整していることもあるので、全てを網羅するのは難しいかもしれない。次年度以降も今回のものを含めて参考にしたい。

【青木委員】 特に留意すべき点を訴えているが、どのように捉えているのか。

【マーケティング課長】 子供の場合、特に発達の度合いで表現とか理解度も異なってくると思うので、子供が意見を言いやすい環境の参考にしつつ取り組んでいきたい。

【石田委員】 前回の請願書の可決を受け、行政はどういうアクションを起こしたのか。

【マーケティング課長】 子どもの権利条約やこども基本法に基づき、子供が自由に意見を表明できる機会を設けることは大変重要である。広聴事業にとどまらず各部が推進していく上で取り組むべきものである。

【石田委員】 あらゆる事業を推進する上で、子どもの権利条約をしっかり重視しながら行っていくことが求められていると思う。こどもミーティングも例外ではなく、子どもの権利条約で求められている部分が網羅できていなかったと私は思うが、所見はどうか。

【マーケティング課長】 子供に限らず市民の皆さんから意見、声を聞くには様々な配慮をしていかなければいけない。子供の意見を聞く風土を醸成していくことが市のこども計画にも載っているので、そういうところを踏まえて広聴事業も進めていきたいと思う。

【石田委員】 聞くことも大事だが、子供の声を重視する体制をいかにつくっていくのかが求められていることで、その違いが請願者が指摘していたところだと思う。こどもミーティングで出た意見に対して、行政として子供たちにフィードバックは行ったのか。

【マーケティング課長】 市ホームページで意見概要を公開している。具体的に個別のフィードバックはしていないが、意見の一部は総合計画に反映されている。

【石田委員】 それは結果の話で、その間どういう検討がされたかがフィードバックだと私は思う。今回指摘を受けたことについて、どのように受け止めているのか。

【マーケティング課長】 広聴事業は子供に限らず、フィードバックは常に課題である。結果ではなくて過程の部分が分かるようにとあったので、計画しているものも含めて、今後の広聴事業の中でフィードバックをしっかり行っていければと考えている。

【石田委員】 子供の声を重視することがどこから来ているか、子供たちは発信することにまだ慣れていないのでフォローが必要だからこそ、大人とは違うものとしていると思う。子供に限らずではなくて、子どもの権利条約に基づいた対応が求められているので、今後事業を進めていく上で非常に重要な部分なので要望したい。

午前 11 時 33 分 休憩

午後 1 時 05 分 再開

【金原委員】 こども計画の中で子供の意見を聞く、反映させることに関して、今回は総合計画なので部が違うが、答えられる部分があれば教えてもらいたい。

【マーケティング課長】 こども計画のこども施策を推進するために必要な事項の項目に、こども・若者の社会参画・意見反映があり、その中で、「こども・若者が意見を表明する機会をつくるために、

こども・若者に対してアンケート等を実施し、どのように市の施策等に反映されたのかフィードバックします」とあり、「本市こどもの意見聴取では、『市に対して自由に意見を伝えられるようにしてほしい』という意見が多かったことから、『市長への手紙』や『教育委員会への手紙』など、既に取り組んでいる事業の周知に努めていきます」とある。一番大事なところとしては、「庁内関係部署と法の趣旨を共有し、こども・子育ての所管部署のみならず組織全体でこども・若者の意見を聴く風土を醸成させていきます」と載っている。

【金原委員】 その部が実際にどうやっていくかマーケティング課は把握しているのか。

【未来政策部長】 特定の組織が集約して子供から意見聴取するのではなくて、全庁の共通課題として、事業を推進するときに子供の意見を聴取する環境を整えていく考え方を計画にうたっている。どう進めるかは所管部の考え方もあるので、今後の課題である。

【石田委員】 こども基本法第11条で、国及び地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、対象となる子供等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務づける規定が設けられている。この規定に基づき市が行っていることは何か。

【未来政策部長】 子供に限って意見聴取する仕組みは、以前は子ども議会であったり、こどもミーティングみたいなことは行っている。パブリックコメントも年齢を制限することなく実施している。さきの答弁でも、年齢や成熟に応じて意見が言いやすい環境を整えなければならない観点からすると、不十分なところがあると認識している。

【石田委員】 国から地方自治体向けに出されている書簡では、脆弱な立場に置かれている子供たちの声を拾うために様々な配慮をすることが含まれている。ファシリテーターを置いて丁寧な意見聴取をしていくと言われているが、こどもミーティングではいなかったと思う。こども基本法では「こども施策に対するこども等の意見の反映」が法律で義務づけられているので、地方自治体はそのために行っていることを具体的に言えなければいけないと思う。脆弱な立場に置かれた子供たちへの配慮も見られなくて指摘を受けているが、課題として感じているか。

【未来政策部長】 不十分だと認識しているので、こども・若者の意見を聴く風土を醸成させていくと計画の中でうたっている。こども基本法第11条の規定で国から紹介がある中では、こどもや若者を対象に、インターネットを使ったアンケート、行政職員が直接会って意見を聞く、審議会などへの参画、パブリックコメントの実施を想定している。これを参考にしながら、今後具体的な仕組みを検討していきたい。

【石田委員】 ファシリテーターの必要性はどう考えているか。

【未来政策部長】 意見を言いやすい環境、未成熟な意見を吸い上げていくには、ファシリテーターの役割が大変重要と認識している。ファシリテーターを置いてグループワークをするのが唯一の方法かどうかは検討課題の一つなので、必要性を含めて検討したい。

【石田委員】 子供たちが自分の感じているものを言語化して伝えていくのはまだまだ難しい部分があって、それをどう引き出していくのかはファシリテーターの手腕が問われるので醸成が必要だと思うが、そういう方向性は持っているか。

【未来政策部長】 現時点では持っていない。

【石田委員】 持ってもらいたいと思っているが、どうか。

【未来政策部長】 子供の意見を聴取する環境整備は、これからの課題である。提案も含めて検討していきたいと思う。

【木村委員】 昨年6月7日に子供の権利についての請願書が出されて、厚生常任委員会で全員賛成

で採択した。今回は子どもミーティングのあり方の改善を求める請願書で、新聞報道もされた。要請事項に関しては、答弁で全てを取り入れるのは非常に難しいと思うとあった。こどもミーティングに請願者が参加し、その中で15の課題とか改善案が出されているが、今後これらを可能な限り参考にしていくことでよいか。

【マーケティング課長】 広聴事業の手法は様々あって、請願の内容も参考になるものと考えている。1つの事業を行うまでにかなりの時間も要するので、意見を参考によりよいものができるようにしていきたいと思う。

【石田委員】 反映もさせていかなければいけないが、その仕組みはつくっているのか。

【マーケティング課長】 意見をそのまま反映するのは全てに対応できるものではないかもしれないが、昨年の請願質疑で意見を共有し合えることも反映なのではないかと話が出たので、検討過程も含めて市民にフィードバックする形が望ましいかと考える。

【石田委員】 日本語として、それは間違っていると私は思う。法律でも求められているので、反映の解釈はしっかりしなければいけない。言われたことの中でできるものからしっかりと施策に取り組んでいくことが反映と思っているが、間違いないか。

【マーケティング課長】 請願の内容の反映できるところを新しい広聴活動で行っていきたいと考えている。そのとおりである。

【石田委員】 反映していくプロセスで指摘を受けているのが、フィードバックである。今後、子供たちに真摯にフィードバックしていくことが必要と思うが、どうか。

【マーケティング課長】 市長への手紙の主な回答の事例等はホームページで公開しているが、市民に伝わっていない部分はあるかもしれない。今後見せ方を工夫していきたい。

【石田委員】 大人はホームページに出しているの自分で見て通じるが、こども基本法でも子供は脆弱な立場なので配慮が必要と言われている。参加した子供たちの意見を実際に市はどう反映したかを行っていく必要があると思うが、どうか。

【マーケティング課長】 工夫はかなり必要と思うが、できる限り返せるようにしたい。

【渡辺委員】 さきの答弁で、全庁の共通課題として、それぞれの事業を推進していく中で子供の意見を聞くとあった。個別の事業ごとに子供の意見を反映させていく方向に考えているとのニュアンスで伺ったが、全体的なこどもミーティングのような制度は考えていないのか。

【未来政策部長】 広聴事業の一環で、子供たちの意見聴取は今年度実施する予定である。子ども・子育てに直結する分野以外にも子供の関与は出てくると思うので、様々な施策を推進する中で、子供たちの意見を聞くような環境をつくっていかねばいけない。

【石田委員】 子供の声を聞いて、それを重視して反映させていくとなるとこども施策に関する予算確保が必要になると思うが、この辺についてはどうか。

【未来政策部長】 市政を推進する上では多くの市民から意見を聴取し、市内部できちんと整理し、関係機関と協議しながら、施策を展開する上で必要な予算は確保していく。子供の意見を反映するためだけに予算を取る考え方は今のところないが、子供の意見を実現するに当たり必要な経費が出るときは、予算措置を検討していくことになると思う。

【石田委員】 ファシリテーターの醸成、子供たちの意見反映をしていくのであれば、予算確保は今後課題になってくるので努力してもらいたい。

【布瀬委員外議員】 昨年3月にこども家庭庁はガイドラインを出して、6月には荒谷さんが請願書を提出し、子供の意見、子供の会議についても詳しく意見陳述していた。昨年8月のこどもミーティ

ングはガイドラインとかを読んで行ったのか、その総括と課題を教えてもらいたい。

【マーケティング課長】 こどもミーティングを経て計画策定に至っていると考えると、大人中心だったところに子供の意見を聞こうと、総合計画担当で企画し実施したのではないかと考える。

【布瀬委員外議員】 総括も課題も把握していないと理解してよいのか。昨年から約1年間の期間に、どのように子供の参画について、今度は広聴事業を行うことに関して、昨年の反省なくして今年はないと考えるが、そういうところも含めどのように考えているのか。

【未来政策部長】 総括的には、新しい総合計画を策定するに当たり、子供の意見を徴収する意味では一定の成果があったと認識している。今回の請願項目の内容からすれば、十分できていなかったところも踏まえて、今年度実施するこどもミーティング的な事業の中では、でき得る限り趣旨を反映していく必要があると認識している。

【布瀬委員外議員】 こどもミーティングを企画する担当課が、昨年のことを把握していないのはかなり残念だと思うし、請願者にも大変失礼ではないか。請願者も子供が意見を言っても取り入れてもらえる仕組みがないから、言ってもしょうがないと思う子供たちが多いのではないかと言っていた。こども家庭庁も、こども政策に関して意見を聞いてもらえると思うこども・若者の割合を70%に上げろと指標も出している。今後の子供の参画に関してきちんとした目標を持っているのか、現状をどのように捉えているのか教えてもらいたい。

【未来政策部長】 子供の参画率等の数値目標は把握していない。市が策定したこども計画の中でも、子育ての所管部署のみならず全庁組織を挙げてこども・若者の意見を聴く風土を醸成させていく必要があるとしているので、そちらの方向にシフトチェンジして取組を進めていこうとの位置づけとなっている。

【堀口委員外議員】 こどもミーティングを行ったことが、子供の間でも知られていなかった。どうして6年生に限定したのか、どのように周知し募集を行ったのか。

全庁的に子供の意見を聴取、反映していく必要があると答弁しているが、子どもの権利条約は各部署がしっかりと学ばれたのか。こども家庭庁のガイドラインに沿って行うことができていなければ部ごとに対応が違ってしまうと思うが、どのように考えているのか。前回、子どもの権利条約が学べる場所を増やしてほしいとあったが、何か検討したのか。

【未来政策部長】 対象は生徒会役員を想定し、メンバーを募集したので、広く児童生徒全体に対して募集をかけなかった関係で、多くの方に知られていなかったかもしれない。

今年度、こども計画の所管であるこども部の職員に対して、こども基本法やこども大綱の学習会を多くの職員とともに進めている。全庁的に情報を共有し、一定の知識レベルまでの引上げが必要で、風土をつくることから考えると、この考え方を広く全庁職員に知ってもらう必要があると思っている。

【堀口委員外議員】 大人が子供たちの意見をどうやって聞くのか、寄り添うのか、反映していくのかを考えていくことが、こども基本法の趣旨、子どもの権利条約の本質だと思っている。子供たちがきちんと意見が言える場を大人がしっかりと準備し、大人が自分たちの意見を聞いてくれている貴重な場として学校でしっかりと伝達してもらうとか、請願者の方が言っていたように様々な立場の子供の声を広く聞いていけるような体制を取ってもらいたい。組織全体で学びの場をつくって、どうしていくのかを真剣に考えていけるように努力していきたい。

【北島委員】 反映しようと努力する等の本市の見解とこども家庭庁の見解を伺いたい。

【未来政策部長】 子供の意見をどのように反映するのかをQ&A形式で示した国の資料には、子供

や若者の皆さんから聞いた意見を大事にしてこども施策を進めていく、子供や若者から聞いた意見をこども家庭審議会などに届けたりしていく、国や都道府県、市区町村は、施策の目的を踏まえ、子供や若者の意見が実現できるかどうかを考えながらこども施策に取り組んでいくとある。

【北島委員】 意見を聞いてしっかり大人が練っていくとの意味合いで捉えてよいのか。

【未来政策部長】 意見を提出した方に対する説明責任みたいなものが明確に位置づけられているのか把握できていない。パブリックコメントや市長の手紙で様々な意見をいただいているが、一人一人に対して全て答え切れるのかどうかとの課題もある。子供の意見を取り入れるに当たり、どのような制度をつくっていくのかトライ・アンド・エラーを繰り返し、どう進めていくのか一つ一つ検証しながら、できる限り子供の意見がきちんと届けられるような環境をつくっていききたい。

【樋田副市長】 子供の権利は生まれた赤ちゃんから全ての子供に与えられている。さきの答弁は全て事実だが、反省すべき点もある。各部長たちにもこの場の内容を伝え、全庁的に対応していききたい。行政職員が対象とするのは全ての子供であり、子供たちが幸せに暮らせるように、今回の請願内容はもちろんのこと、委員の意見についても行政として判断して進めていかなければならない。市民の方には、一つ一つ丁寧に回答していききたいと思う。今までしてこなかったのではなく、各部がこの件について調整し、今の状況にあるが、この機会にさらに真摯に向き合っていく。

(動議)

【渡辺委員】 ここで、とどめの提案をしたい。副市長からも、今回の請願の趣旨を受けて、全庁的に前向きに検討していくとあった。請願の一つの目的は、市のこれからの子ども政策に反映されていくのではないかと考えている。

今までの議論を聞くと、請願で触れられている昨年8月のこどもミーティングは、総合計画の策定に向けた市民意見の収集の一環として実施したもので、継続的に行うものではないことが分かった。今後、市でもどういう形で行うか検討していくと発言があった。一方、請願者が改善の検討などの方を訴えているこどもミーティングは、現在具体的な制度として確立したものではないが、市は今後、子供や若者を対象とする広聴事業を検討すると、かなり前向きな答弁であった。その中で、請願者の要請事項の5項目は、市としても取り入れられるものは反映していくとの発言もあった。

今回の請願は、昨年8月の総合計画策定に向けたこどもミーティングの継続的な開催を前提としており、請願者が従来から求めているこどもミーティングと混同した形となっているため、この場でこのままの請願内容を審査することは難しいと考えるが、大人が子供たちの声を聞く機会と子供のまちづくりの参加の体制は大変重要なもので、請願者が訴える5つの請願項目は大変共感するものである。請願者の本市のまちづくり、様々な政治課題に対する問題意識は我々も大いに共感し、胸にとどめながら政治活動をしていくために参考にしていききたいと思っている。

市は、今後この意見を十分に尊重しつつ、改めて広聴事業の実施が行われる段階で請願趣旨を含めて議論することを強く要望しつつ、今回の請願は審査を行うとどめの動議を提出する。

(動議を先議)

討論

(反対討論)

【石田委員】 こどもミーティングは単発のもので今後は行わないみたいなことで、こどもミーティング的なものは行っていくと、かなり受け止める発言が行政側からあったので、請願者が求めているものが前に進んだことは分かる。だからこそ、議会の中で賛同していくべきだと思うし、請願の趣旨も含めて、大人として、議会として、しっかりと受け止めていくのが、子どもの権利条約やこども基本法に求められていることだと思うので、反対する。

討論終結

採決

賛成多数 審査をとどめることに決する

午後 1 時 5 1 分 閉会